



銀行制度に於ける兼営主義と分業主義との接近(其一)

田中, 金司

(Citation)

経済學商業學國民經濟雜誌, 38(5):755-774

(Issue Date)

1925-05

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00053750>



論 說

銀行制度に於ける兼營主義と
分業主義との接近(其二)

田 中 金 司

一 は し が き

誰が工業金融(特に設備資金の調達に就いて云ふ)の負擔者たるべきやは金融組織上の重要問題である。此の點に關し、普通銀行が預金銀行業務を營むかたは之を兼ね行ふべしとなす兼營主義と、普通銀行は預金銀行の領域を固く守つて工業金融は他の機關に委するを可とする分業主義の對立が存在する。そして獨逸

は兼營主義の典型國として英國は分業主義の模範國として鮮かな對照をなし、佛蘭西は獨逸に近く米國は英國に準ずるものとして英獨兩國の間に位すると見られてゐる。之等は我國に於ても既に多くの先輩諸學者によつて論せられ寧ろ衆知にすぎた事柄であつて、今更私の繰返すを須ゐない所であらう。この小稿の目的はこの兼營、分業の兩主義の對立が如何なる程度に於て接近しつゝあるか、(或は如何なる程度に於て尙存在してゐるか)と云ひ換へても結局同じことである)そして其の接近が如何なる形式に於て實現されるか、と云ふやうな點に就いて自分の觀察の一端を述べるのに在る。

抑も一國の銀行制度は其の國の社會狀態が産んだ自然の兒であり、之を育てるに長い歴史と傳統とを以てしたものである。個々の國の銀行制度は其の産れ出でた時期に於て夫々異つて居り、其の發生時代に於ける經濟的、法律的、及び社會的條件に於て亦決して同様でない。諸國に各々特有なる金融組織の發達を見たのは素より當然のことであるが、現代文明國に於ける經濟狀態が著しく均等化しつつあるに鑑み、又、分業主義の國はその缺陷に、兼營主義の國はその弱點に益々目醒めつつある事實より察すれば、銀行制度に於ける各國の相異も次第に薄らぎ行く

べき道理である。然し乍ら傳統の力は強い。既存の制度はしかく容易に變革を見るものではない。各國の金融組織が傳統の把持より全然自由になることは殆ど不可能であらう。而してこの接近を促進する力と之を阻止する力との間に於ける消長は要するに各國、各時代の事實的條件によつて決定されるものと云ふより外ない。

先づ獨逸に就いて説く。

獨逸大銀行の特色は證券銀行業務と預金銀行業務との結合に在りとせられてゐるが其の結合に於て兩者の各々が占むる重要さは如何に變遷したであらうか。

二 獨逸に於ける證券銀行・預金銀行の分離問題

獨逸の大銀行は其の發達の初期に於ては、起業金融を寧ろ主なる職分としてゐたのであつて、意識的に預金銀行業務の經營に進み出して來たのは少くともドイツ銀行が其の設立（一八七〇年）後間もなく特に預金所（*Depositenkasse*）の設置によつて銳意預金の吸收に努むるに至つた後のことに屬する。（*Rieser: Grossbanken*）^{4. Aufl. S. 166 ff.}）他の大銀行は初めは逡巡しながら、しかしやがて決意を以てドイツ銀行の後に従つた。

だから一八七〇年以前に於ては預金業務の發達は殆ど見ることが出来ない。ア！シャフハウゼン銀行組合の一八五〇年に於ける營業報告中の次の一節は獨逸大銀行當時の經營方針一般を談つてゐるものと見ることが出来る。曰く、

「預金は、Verwaltungsrat

(適譯を知らず。取締役會とも譯す。取縮)

との協議の結果定めたる方針に従ひ、三ヶ

月、六ヶ月、及び十二ヶ月の通知期間を有するものに限り之を收受す。(中略)。より安易なる條件の下に預金の増加をはかることは望ましからずと信ず。寧ろ我々は銀行の性質上可能なる限り、且顧客の利益と撞著せざる限りに於て業務の經營を可及的、自己資金のみを以て遂行せんことを欲する」云。(Bieser : Ibid.)
要するに初期にあつては預金銀行業務は證券銀行業務の背後に壓迫されてゐた形である。

然るに一八九〇年頃に於ては預金初め外來資金の額は、自己資金の額と伯仲の状態を呈し、其れより前者は年毎に迅速なる歩調を以て後者を凌駕して行つた。
(後段參照) 即ち、より多く證券銀行たりし獨逸の大銀行は文字通りの兼營銀行の色彩を強めて來たのである。従つて預金を以て長期の投機的業務を兼營することの危険が漸く識者の注意を惹き、預金の安全問題は十九世紀の末葉以來次第に喧しく

なつて來た、それに關聯して證券銀行預金銀行の所謂分離問題 (Trennungproblem) なるものが論議に上り出し、爾來其の聲を論壇から絶たない。分離論の誕生と生存とは兼營主義に對する一つの大きな挑戦であつて、大に注目すべき現象である。次に其の大體を記るそう。

兼營主義を辯護する者にウエーバー (アドルフ)、リーサー、ヤツフェ等の有力なる學者がゐるが、預金銀行と證券銀行の離婚により獨逸の銀行制度を英國式分業主義の上に据へんとする論者にもワグナーを初め著名なる人に乏しくない。

分離論者の主なる論據は云ふまでもなく兼營主義が銀行の積極消極兩業務調和の原則にもとり預金の基礎を危くすると云ふに在るが、其の提案の形式は色々である。

一八九二年フランクフルトの大個人銀行家たるツエーザル・ストラウスは獨逸全國に亘り廣大なる支店網を張る私立の統一的純預金銀行の設立を提唱し、一九〇四年オットー・ワルシャワ教授は國家的なる大預金銀行 (Reichsdepositenbank) 及び聯邦各州の特許的預金銀行 (Staatsdepositenbanken) の設立案を發表した。ワルシャワ教授の提唱にかゝる此の帝國預金銀行は帝國政府、州政府及び都市の公債發行

業務乃至地方又は都市の土地を抵當とする貸付を行ふことを許さるゝも、其の主業とする所は預金の收受、三ヶ月以内の手形割引、小切手、動産擔保貸、乃至當座貸等の短期信用業務の經營に在る。從來の證券銀行も預金の收受を續けることを禁ぜらるゝのではないが、資本金金額拂込の二倍以上の預金を收受することは許されない。その上に特に嚴重なる形式による貸借對照表の頻繁なる發表を強制される。かくの如くにすれば證券銀行は法定の限度以上に預金を吸収することを得不いことは勿論、詳細なる營業公開の結果安全を希望する預金は次第に證券銀行を去り、結局投機的なる證券業務は主として自己資金を以て經營する銀行に集中するであらうと云ふのである。

更に或は帝國銀行をして利付の預金を收受せしめ預金の集中をこゝにはからんとする提案もある。ワグナーの如きは其の顯著なる一人である。

一八七五年の銀行法は帝國銀行に利付預金の收受を禁じてゐるわけではないが、其の額は資本金及び積立金の總額を超過することを許されない。そして實際に於ては一八七九年五月三十一日以來帝國銀行は利付預金の收受をやつてゐない。

以上の諸案は其の方法と程度に於てこそ差異あれ、其の目ざす所は等しく預金

業務を兼營銀行より奪つて別の短期信用機關に移さんとするものであるが、之と反對に新たに長期工業金融の中央機關を起しこの方面に於ける兼營銀行の活動を制約して分業主義に接近せんと試るものもある。例へばフェリックス・ヘヒト一派の提案の如し。

分離問題はまた種々な公の會合の討議及び決議に屢々上つた。

一九〇三年の税制並に經濟改良家聯合第廿八回總會(*Der XXVIII. Generalversammlung der Vereinigung der Steuer- und Wirtschaftsreformer*)の決議の第一節は一八九六年六月十七日の帝國議會議決の意味に於ける預金銀行法規但し小切手制度を取締るべき規定も含めての通過を以て焦眉の急務なりとなし、且其の法規に於ては純預金銀行と投機銀行(證券發行及び企業設立)とを區別すべしと云つてゐる。

この決議に云ふ一八九六年六月十七日の帝國議會の議決とは恐らくアルニム伯爵其他の提出にかゝる預金銀行取締法案の附托をうけた委員會によつて議會に提出され大多數を以て通過した(一八九六年六月十七日)決議案を指すのであらう。アルニム伯爵の提出した法案とは預金業務のみを營む銀行と、資本金の半額以上の預金を保持し、而かも自己の計算に於て企業を設立し又は第三者の設立したる企業に對して持株を行ひ、或は自己又は他人の計算に於て投機業務を營む銀行とを區別し、其の各に對し貸借對照表の形式を初めとして營業取締の強行を別々にせんとするものである。この法案の附托を

うけた委員會は實施困難其他の理由の下に之を法律となすことには反對したが、其の趣旨は大に勘考の價值ありとし協議の結果、預金の安全を期する爲めに何等かの取締の必要なることを總理大臣に申請すべく決議案を作成した。而してこの決議案は短かい討論の後議會を通過したのである。

一九〇七年ハンブルグに開かれた第三回獨逸銀行家大會(Der III. Allgemeinen Deutschen Bankiertag)の討議に於ても純預金銀行設立の問題が論ぜられた。其の決議は獨逸の未だ其の時機に非ざることを結論したが、然し將來國富の増進に伴ひ工業家自身の資本金十分大となるに至らば純預金銀行は自發的に起り、多くの他の銀行亦競争の結果漸次態を改めて他國に見るが如き預金銀行となるべきことを豫言したのである。(第四問決議第三節參照)

更に銀行業に通曉する有名な學者、實際家、官吏を全國的に網羅した一九〇八一—一九〇九年の銀行調査會(Bankenquete 1908—1909)に於ても開會當初、證券銀行と預金銀行の分離は問題としてゐないと云ふ政府當局の意向が聲明されてゐたにかゝらず、第六問の預金の安全問題其他に關聯して純預金銀行特設の必要は種種の方面から提唱されたのである。(但し其の要求する改革が極端にすぎる爲めに一般的承認を得ることは出来なかつたが。)

要するに分離論者の主張は輿論の一致的賛同を得ることを得ず、其の實現を見るには至らなかつたが、獨逸銀行制度の當面する緊切なる問題として絶えず上下の注意を惹いて來たものである。恐らく將來に於ても彼等の主張するが如き形に於て純預金銀行(乃至純證券銀行)の設立が實現さるゝことはあるまい。が併し彼等の指摘する兼營主義の缺陷は何等かの方法によつて解決を見ないでは止まないであらう。分離論が理由とした論據は確かに一般の傾聽を要求するに十分であつたのである。

本節に於て述べた分離論諸提案の記述は其の材料を、Bankengetze の爲めに帝國銀行が特に用意した *Materialien zur Frage des Depositenwesens* に收録の資料及び *Riesser* の *Grossbanken* 四三七頁以下の所論より採つた。

三 獨逸大銀行經營態様の推移

然らば實際に於て銀行經營の態様は如何に變遷しつゝあるか。衆説の甲論乙駁の中を獨逸の大銀行は徐々に然しながら確實に預金銀行に接近しつゝありと云ひ得る。其の證左の三四を擧げて見やう。

第一は自己資金(資本金及び積立金)對、外來資金(Depositen 及び Kreditoren なる項下に包含さるゝ金額)の比率の變遷である。

何をアポシーテンと云ひ何をクレディトレンと云ふかに就いては學者の解釋に於ても實際の慣習に於ても一定してゐないので之を邦譯するのに苦しむ次第であるが、大體に於てこの二項の合計は顧客及び他銀行よりの預金、預託金及び當座勘定を其の主なる内容としてゐると見て差支ない。

ランスブルグが其の著『獨逸銀行論』(五九頁)に掲ぐる所の數字により、一八五七年一八七二年及び一九〇七—一九〇八年に於ける普通銀行の外來資金が銀行の全資源即ち自己資金及び外來資金合計に對して占める割合を算出して見ると次の如くである。

一八五七年末 一九%

一八七二年末 三五%

一九〇七年 六八%

〓 〇八年

更に、『獨逸エコノミスト』社の發行にかゝる「一九二〇年に於ける獨逸諸銀行(二八頁)によれば前記のパーセンテージは次の如し。

一八九五年 五六・八% 一九一三年 七二・〇%

一九〇五年 六六・二 一九一四年 七二・二

一九〇六年	六七・八	一九一五年	七六・五
一九〇七年	六七・七	一九一六年	八〇・八
一九〇八年	六九・〇	一九一七年	八六・六
一九〇九年	七〇・六	一九一八年	八九・一
一九一〇年	七二・二	一九一九年	九三・六
一九一一年	七一・五	一九二〇年	九四・八
一九一二年	八四・五		

戦後に於ける外來資金の狂亂的増加は馬克暴落の結果、數字的の膨張を遂げた。に過ぎないと云ふ事も出來やうが、戦前既に外來資金は自己資金の三倍を越えんとする勢を示しつゝあつた(伯林の銀行だけに就いて見れば既に越してゐたので、英國總銀行の一九一三年と一九一四年に於ける預金及び當座勘定が拂込資本金及び積立金の約十倍を示してゐたのには比すべくもないが、獨逸の銀行が主として自己資金に依存すると云ふことは既に過去の言葉となつて仕舞つたと云はねばならぬ。この際特に注意すべきは外來資金が伯林の大銀行に集中しつゝある一事である。一九〇八年に於て全國三百九十二銀行中五十三の大銀行は全國銀

行の外來資金の約八十パーセントを擁し、更に其の八十パーセント中の過半は僅か九ケの最大銀行の手中にあつたと云はる。
(Materialien zur Frage des Depositen wesens)
 (für Zwecke der Bankengruppe, S. 115)

「獨逸エコノミスト」の前掲書(二二頁、二五頁)によれば一九二〇年に於ける全國百十五銀行の外來資金中伯林の八大銀行のそれは約七十三パーセントに達する。かくて全國の預金の最大部分の保管者となれる大銀行の營業政策が昔日の態を守ることとは最早不可能である。少くとも不可能となりつゝある。

第二は銀行の外來資金中短期資金が長期資金に對する割合の變化である。

「獨逸エコノミスト」の發表する所(前掲書二八頁)より伯林七大銀行の外來資金の構成を期間の長短により分解すれば左の通りである。七大銀行としたのは伯林の大銀行の中伯林商事會社が外來資金の内譯を示さないもので之を表中に入れることが出来ないからである。

	七日以内の期間を有するもの	七日以上三ヶ月	三ヶ月以上
一九一二年	五五・二%	三一・〇%	一三・八%
一九一四年	六九・六	二一・一	九・〇
一九一六年	五八・二	二八・六	一三・二

一九一八年

六〇・七

二六・一

一三・二

一九二〇年

七六・七

一五・一

八・二

而して七日以下の短期外來資金増加の中に於ても要求拂のものゝ増加は特に顯著なりと云ふ。其の原因の一は勿論絶えざる馬克の下落の爲めに長期の預金を爲すの危険大となりし事や、投機の旺盛となりし爲めに投機資金の預托が増加したのにも在るが、また小切手及び振替制度の發達に歸すべき所も決して少くない。兎に角大銀行の資源が次第に短期の外來資金の上に依存して行く傾向は特に吾々の見逃してはならぬ點である。

第三は銀行の能働的業務總額中證券業務の占むる部分の變遷である。

獨逸大銀行の活動の重心が證券業務に在つたと云ふことは少くとも十九世紀に於てこそ認めらるゝが、大銀行經營の重點は爾來益々信用業務特に「經營信用の授與と結びついた當座勘定」に移りつゝある。最近（一九二二年）の改版に於て獨逸大銀行の投機的性質の儼存を信じ敢て舊版の態度を改めやうとしなかつた Depositionen = und Spekulationsbanken の著者アドルフ・ウェーバーに對し、銀行家にして理論家を兼ねたアルバート・ハーンは批評の矢を放つて曰く、（A. Hahn: - Geld und Kredit, S. 65）

「多少堅實に經營されてゐる獨逸の信用銀行の祕書課に働いたことのある人が、若し信用銀行の主要なる意義が上述の如き方向の(證券業務を指す)活動に在りと聞かされたならば驚きの眼を見張つて云ふ所を知らないであらう」と。

極端に過ぎた評言ではあるが獨逸現今の銀行經營の一斑を覗ふに足るであらう。統計的數字を以て證券業務に於ける活動の推移を辿ることは非常に困難であつて殆ど不可能であると云ふてよい。何となれば總ての銀行が此の方面に於ける全活動を證券業務(Effekten-geschäft)乃至シンデケート業務(Konsortial-geschäft)と云ふが如き統一的な項目の下に計上してゐると限らないからである。然し其の極く一端を推察する爲めに一九一一年まではシンデケート勘定に就いて比較的詳細な發表をしてゐたと云はれてゐるドイツ銀行の數字を參考として掲げて置く。

(アドルフ・ウエーバーの著書
二五六頁所載のものゝ採る)

積極的業務總額に對するシンデケート勘定の割合

一八九七年	五・八%	一九〇七年	二・九%
一八九八年	五・七	一九〇八年	二・〇
一八九九年	四・八	一九〇九年	一・五
平均五・二%		平均二・〇%	

一九〇〇年	四・九	一九一〇年	一・八
一九〇一年	五・〇	一九一一年	一・八

尙、「獨逸エコノミスト」の數字（前掲一九二〇年に於ける獨逸諸銀行三二頁）より計算した結果を抄示せば次の通りである。

伯林大銀行の積極的業務合計

年次	積極的業務 總額（百萬馬克）	内譯より拔萃（パーセンテージ）		
		シンダケート業務	銀行持株	有價證券
一九一二年 （九大銀行）	八二二三、	四・二七%	三・六五%	五・一六%
一九一四年 （九大銀行）	八一九三、	四・一一	四・三六	五・三三
一九一六年 （八大銀行）	一一七〇〇、	二・二八	三・〇一	三・七七
一九一八年 （八大銀行）	二二七五二、	一・〇八	一・六二	二・六一
一九二〇年 （八大銀行）	六七一九五、	〇・五五	〇・七一	一・〇八

（百五十萬馬克以下計算）

第四は總利益中證券業務よりの利益の占むる割合の變遷である。

銀行の積極的業務に於て證券業務の重要が減少しつつある以上、銀行利潤の主

なる源泉が次第に證券業務を去るは當然である。この點に關する統計的表現は前項同様甚だ不完全なるを免れないが試みに一二例を擧げて置く。ボーゼニツクス(サエーバーの著書)の計算によれば(三一頁より採る)伯林の九銀行の總利益及び其の内譯は次の如し。

年次	總利益 (單位百 萬馬克)	内 譯 (パーセンテージ)			
		手数料	利息、割引、 料、其他	證券業務	銀行特株
一八七五年	二〇	一七%	五〇%	二六%	七%
一八七〇年	二二	二〇	四六	二五	五
一八八五年	二九	二六	四八	二三	三
一八八〇年	五八	二五	四二	三〇	二
一八九一年	六三	二五	四八	二三	四
一九〇六年	一〇四	二三	五〇	一八	八
一九〇〇年	一三六	二五	四六	一九	九

一九〇六年	二〇一	二七	四九	一五	九
-------	-----	----	----	----	---

「獨逸エコノミスト」の數字を示せば左の通りである。(前掲「一九二〇年に於ける獨逸諸銀行」二七頁)

年次	總利益 (單位百馬克)	内譯より拔萃 (パーセンテージ)		
		利子及割引料	證券及シ ンゲ ケ ー ト	手 數 料
一九一三年 (一六〇行)	五四三	六〇・八%	七・九%	二六・五%
一九一五年 (一四八行)	五〇一	五八・五	三・〇	二六・五
一九一八年 (一二〇行)	六八九	六二・〇	二・七	二六・四
一九一九年 (一一五行)	一二七七	六三・八	二・五	二七・九
一九二〇年 (一〇五行)	三三七三	五七・一	六・二	三三・八

(但し百馬克以下四捨五入して算出す)

右二表に於て手数料の増加の顯著なるは銀行が自己の計算に於て證券投機を行ふより寧ろ他人の計算に於て之を行ふの風次第に多くなりつゝある一證左と云ふべし。

四 獨逸に兼營主義を發達せしめし經濟的原因の存否

前節に於て資金、消極的業務、積極的業務、利潤の四方面から獨逸大銀行經營狀態の推移を覗つた吾々は、更に進んで、獨逸大銀行を兼營銀行として發達せしめし事情が現今に於ても尙昔時と同様の意味に於て存在してゐるかを檢しねばならぬ。抑も獨逸の大銀行が兼營銀行として發達するに至つた原因は法律上の規定(例へば株式會社設立や株券の取引所上場に關する規定の如し)にもあるが、經濟上の理由としては特に次の二點を挙げなければならない。

第一、國富の貧弱なりしこと。獨逸に於ける大企業の勃興は甚だ急激なりし上に民力未だ豊かならず、従つて新興の大企業は自立の能力もなく且直接に民間の資本を吸收することも困難であつた。そこで大銀行の媒介を必要とした。

第二、預金及び小切手制度の發達幼稚なりしこと。従つて銀行は純預金銀行業務のみにては十分なる利益を舉げること困難にして、勢ひ證券業務の兼營を必要とした。前記一九〇七年に於ける獨逸銀行家大會の決議も獨逸の銀行が未だ純預金銀行として立ち行けない主なる理由の一つとして資本金に對する預金の割

合が未だ十分大ならざることを擧げてゐる。(第四問に對する決議第四節參照)

扱てこれ等の點が其の存在理由を次第に失ひつゝあることは何人も認めざるを得ざる所である。

第一の點に就いては戦争によりて受けた打撃を考慮に入れるとしても現今の獨逸を貧資國と呼ぶの不當なるは言を俟たず、且投資に關する民衆の知識も十分に普及して居り、更に加へて大企業の發達既に年あり大工業會社が自身並に子會社に對して自己金融の道に出づる傾向次第に多き等の事情を考へ合せるならば大銀行の悉くが起業金融に關與する必要は益々減少しつゝありと云はねばならない。

第二の點に就いて見るも近來の小切手及び振替制度の顯著なる發展を顧るならば銀行が其の利源の重心を預金銀行業務の上に置き得る可能性愈々大となりつゝあるを誰が否み得やうか。一九〇七年銀行家大會の決議が純預金銀行の發達に十分なりとした預金對資本金の割合が如何程なるかは知るに由ないが少くとも獨逸に純預金銀行の成立が可能となる時期の近づきつゝあることだけは確かである。

最も有力なる兼營論者アドルフ・ウェーバーでさへ獨逸の銀行組織が分業的色彩を加へ來るべきことを否定し得ないと見えて其の著書(*Depositen und Spekulationen* 1920 S. 368)に於て次の言を爲してゐる。曰く、

『一九〇二年(同書第一版を指す)に於て私は既に次の如く云ふことを得ることを信じてゐた。「將來に於ける獨逸の銀行組織は恐らく斯くの如きものとなるだらう。即ち第一に、有力にして其の任務を自覺せる銀行券發行機關たる帝國銀行が頂上に立ち、第二に、多數の支店を以て絶對的安全を要求する人々の預金を吸收することを職とする大預金銀行、第三に、從屬の預金所を有し、より大なる利殖さへ出來ればより小なる安全を以て満足する人々を顧客とする投機銀行が之を繞る」と。而して今迄の發展に徴するに私のこの豫言は適中したと云ひ得る。若干の古い銀行券發行銀行が預金銀行になつたのみならず銀行券發行銀行以外の銀行の中にも亦意識的に同一の道を探つたものがある。ドイツ銀行の如きは之に屬するものと見ることが出来る。同銀行は英國の銀行と同一の意味に於ける純預金銀行と云ふことは出来ない(又將來に於ても決してさうなることはあるまい)が、戰前既に佛蘭西のクレディット・オネを預金銀行と呼ぶと同一の正當さを以て預金銀行と呼ぶことが出來たのである』と。

(未完)